

## フードシェアリング事業者登録制度運用要領

### 1 目的

この要領は、食品流通業界の商慣習等により、納品期限や販売期限を過ぎた食品の多くが賞味期限前に廃棄されている実態を踏まえ、食品ロスになる可能性のある商品と消費者のニーズをアプリ等により結びつけることで食品ロスの削減に取り組むサービス（以下「フードシェアリングサービス」という。）を運営する事業者を京都府（以下「府」という。）が登録し、連携して府民及び府内食品関連事業者によるフードシェアリングサービスの活用を促し、府内の食品ロス削減を推進することを目的とする。

### 2 取組

府及び登録事業者は以下の取組を実施するものとする。

#### (1) 府

ア ホームページ、SNSその他の広報物、イベント等における登録事業者の取組内容の紹介

イ 府内食品関連事業者に対する登録事業者の取組内容についての情報提供

#### (2) 登録事業者

ア 府民及び府内食品関連事業者に対する広報及び普及啓発活動

イ 府内食品関連事業者からの積極的な食品の受入

ウ 府の食品ロス削減に係る取組への協力

### 3 協力事項等

登録事業者は、府が2（1）の取組を実施するために必要なデータや資料（府内における実績含む）の提供のほか、府が取り組むキャンペーン等への協力を行うものとする。

### 4 登録事業者の要件

登録事業者になろうとする者は、府内でフードシェアリングサービス事業を展開している事業者、又は既に府外でフードシェアリングサービス事業を展開しており、今後府内での展開を予定している事業者のうち、次のいずれにも該当しない者とする。

#### (1) 次に該当する暴力団員又は暴力団密接関係者

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力

団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められる者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者

(2) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(3) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者

(4) 府の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

(5) フードシェアリング事業の運営実態がないにもかかわらず、企業の利益誘導のみを目的として、登録を行う者

## 5 登録の申込

登録の申込をする事業者の代表者（以下「申込者」という。）は、「フードシェアリング事業者登録申込書」（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を府に提出しなければならない。

## 6 登録

府は、申込者から5の申込書の提出を受け、登録を認める場合は、申込者の名称及び取組内容を府ホームページ等において公表するものとする。

## 7 登録内容の変更

登録事業者の代表者（以下「代表者」という。）は、5により申し込んだ事項に変更が生じたときは、速やかに「フードシェアリング事業者登録内容変更届」（別記様式第2号）を府に提出しなければならない。

## 8 登録の廃止

代表者は、取組を実施しなくなった等の理由により登録を取り下げようとするときは、速やかに「フードシェアリング事業者登録廃止届」（別記様式第3号）を府に提出しなければならない。

## 9 登録の取消し

府は、登録事業者が次のいずれかに該当する場合、ホームページ等の掲載情報を削除することにより、その登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業者が解散したとき又はフードシェアリング事業を停止したとき
- (2) 4 (1)～(5)のいずれかに該当することが判明したとき
- (3) 府と登録事業者との間で、電話、Eメール、手紙等による連絡が取れなくなり、1年を越えたとき
- (4) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき
- (5) その他、登録事業者としてふさわしくない行為をしたと認めたとき

## 10 登録費用

登録に係る費用は無料とする。

## 11 守秘義務

府及び登録事業者は、本連携事業により相手方から提出された情報を相手方の事前の承諾なく第三者に提供、開示又は漏洩し、若しくは1の目的以外で使用してはならない。ただし、法令等に基づく場合はこの限りでない。

## 12 個人情報の保護

府及び登録事業者は、個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を取り扱わなければならない。

## 13 事務の所掌

この要領に関する事務は、京都府総合政策環境部循環型社会推進課において所掌する。

## 附 則

この要領は、令和5年9月7日から施行する